

# 令和7年度予算議案

徳島市

①



目 次

議案第 1 号	令和7年度徳島市一般会計予算	1 ページ
議案第 2 号	令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算	15 //
議案第 3 号	令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計予算	23 //
議案第 4 号	令和7年度徳島市奨学事業特別会計予算	29 //
議案第 5 号	令和7年度徳島市土地取得事業特別会計予算	35 //
議案第 6 号	令和7年度徳島市介護保険事業特別会計予算	41 //
議案第 7 号	令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算	47 //
議案第 8 号	令和7年度徳島市職員給与等支払特別会計予算	53 //
議案第 9 号	令和7年度徳島市中央卸売市場事業会計予算	59 //
議案第 10 号	令和7年度徳島市商業観光施設事業会計予算	63 //
議案第 11 号	令和7年度徳島市水道事業会計予算	69 //
議案第 12 号	令和7年度徳島市公共下水道事業会計予算	75 //
議案第 13 号	令和7年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算	81 //
議案第 14 号	令和7年度徳島市市民病院事業会計予算	85 //



令和7年度徳島市一般会計予算



## 令和7年度徳島市一般会計予算

令和7年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ124,400,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市 税		43,246,172
	1 市 民 税	19,703,877
	2 固 定 資 産 税	18,171,067
	3 軽 自 動 車 税	866,400
	4 た ば こ 税	1,716,998
	5 都 市 計 画 税	2,787,830
2 地 方 譲 与 税		652,390
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	142,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	457,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	52,470
	4 特 別 と ん 譲 与 税	920
3 利 子 割 交 付 金		35,600
	1 利 子 割 交 付 金	35,600
4 配 当 割 交 付 金		438,000
	1 配 当 割 交 付 金	438,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		698,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	698,000



款	項	金 額
6 法人事業税交付金		686,000
	1 法人事業税交付金	686,000
7 地方消費税交付金		6,957,000
	1 地方消費税交付金	6,957,000
8 ゴルフ場利用税交付金		24,900
	1 ゴルフ場利用税交付金	24,900
9 環境性能割交付金		68,800
	1 環境性能割交付金	68,800
10 地方特例交付金		208,828
	1 地方特例交付金	192,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	8,924
	3 定額減税減収補填特例交付金	7,904
11 地方交付税		12,259,000
	1 地方交付税	12,259,000
12 交通安全対策特別交付金		40,000
	1 交通安全対策特別交付金	40,000
13 分担金及び負担金		353,091
	1 負担金	353,091
14 使用料及び手数料		1,428,491

款	項	金 額
	1 使 用 料	923,003
	2 手 数 料	505,488
15 国 庫 支 出 金		25,772,709
	1 国 庫 負 担 金	22,403,217
	2 国 庫 補 助 金	3,226,822
	3 国 庫 委 託 金	142,670
16 県 支 出 金		9,917,453
	1 県 負 担 金	6,923,708
	2 県 補 助 金	2,401,618
	3 県 委 託 金	592,127
17 財 産 収 入		190,181
	1 財 産 運 用 収 入	102,852
	2 財 産 売 払 収 入	87,329
18 寄 附 金		912,533
	1 寄 附 金	912,533
19 繰 入 金		3,510,837
	1 基 金 繰 入 金	3,501,984
	2 特 別 会 計 繰 入 金	8,853
20 諸 収 入		1,642,215
	1 延 滞 金	22,000

款	項	金額
	2 預 金 利 子	23,032
	3 貸 付 金 元 利 收 入	754,870
	4 受 託 事 業 收 入	63,000
	5 雜 入	779,313
21 市 債		15,357,800
	1 市 債	15,357,800
歲 入	合 計	124,400,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		539,753
	1 議 会 費	539,753
2 総 務 費		14,803,129
	1 総 務 管 理 費	12,094,995
	2 徴 税 費	1,440,006
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	793,639
	4 選 挙 費	164,747
	5 統 計 調 査 費	225,959
	6 監 査 委 員 費	83,783
3 民 生 費		57,704,985
	1 社 会 福 祉 費	25,943,405
	2 児 童 福 祉 費	20,572,031
	3 生 活 保 護 費	11,189,242
	4 災 害 救 助 費	307
4 衛 生 費		11,643,913
	1 保 健 衛 生 費	6,167,446
	2 清 掃 費	5,476,467
5 労 働 費		62,895

款	項	金額
	1 労働諸費	62,895
6 農林水産業費		1,116,794
	1 農林水産業費	460,276
	2 農地費	656,518
7 商工費		1,841,535
	1 商工費	1,841,535
8 土木費		13,205,144
	1 土木管理費	303,861
	2 道路橋りょう費	2,949,971
	3 河川及び排水施設費	1,248,763
	4 港湾費	2,697
	5 都市計画費	7,728,918
	6 住宅費	970,934
9 消防費		4,824,469
	1 消防費	4,824,469
10 教育費		9,791,499
	1 教育総務費	1,090,764
	2 小学校費	1,748,906
	3 中学校費	1,300,602
	4 高等学校費	1,311,286

款	項	金額
	5 幼稚園費	1,027,366
	6 學校給食費	1,406,164
	7 社會教育費	1,304,859
	8 保健體育費	601,552
11 災害復旧費		30,000
	1 土木施設災害復旧費	23,000
	2 農林水産施設災害復旧費	7,000
12 公債費		8,785,884
	1 公債費	8,785,884
13 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歲出	合計	124,400,000

## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍振り仮名対応事業	令和8年度	5,084
健康管理システム整備事業	令和8年度から令和12年度まで	1,985
一般廃棄物中間処理施設整備環境影響評価等実施事業	令和8年度から令和10年度まで	234,963
漁業近代化資金利子補給	令和8年度から令和13年度まで	950
企業誘致・雇用拡大等推進事業	令和7年度から令和15年度まで	54,000
阿波おどり会館LED景観整備事業	令和8年度	74,381
道路橋りょう新設改良事業	令和7年度から令和10年度まで	71,000
道路メンテナンス事業	令和7年度から令和10年度まで	850,800
街路整備事業	令和8年度及び令和9年度	25,520
市立学校保護者連絡システム整備事業	令和8年度から令和12年度まで	11,900
学習者用コンピュータ整備事業	令和7年度から令和12年度まで	1,285,309
徳島中学校大規模改修事業	令和7年度及び令和8年度	90,244
川内中学校長寿命化改修事業	令和7年度から令和9年度まで	573,757
国府中学校長寿命化改修事業	令和7年度から令和9年度まで	970,035
学校教育情報化事業	令和7年度から令和12年度まで	24,169

### 第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎改修事業	5,032,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和38年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
コミュニティセンター整備事業	58,100			
生涯福祉センター整備事業	20,000			
児童館整備事業	10,100			
学童保育会館整備事業	35,200			
保育所整備事業	41,500			
教育・保育施設等整備費補助事業	83,100			
認定こども園整備事業	37,900			
歯科休日救急診療所整備事業	7,700			
水道事業会計出資	546,200			
葬斎場整備事業	44,000			
清掃運搬施設整備事業	27,200			
廃棄物処理施設整備事業	668,900			
し尿処理施設整備事業	49,200			
農林業振興事業	2,700			
農地施設整備事業	247,900			
観光施設整備事業	2,500			
道路橋りょう整備事業	1,508,500			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川事業	80,900			
急傾斜地崩壊対策事業	8,300			
排水施設整備事業	1,988,400			
都市計画事業	1,269,000			
公営住宅建設事業	297,800			
消防施設整備事業	1,553,900			
防災施設整備事業	278,100			
小学校施設整備事業	433,900			
中学校施設整備事業	367,400			
高等学校施設整備事業	389,100			
学校給食施設整備事業	14,500			
社会教育施設整備事業	71,700			
動物園施設整備事業	5,900			
社会体育施設整備事業	148,200			
災害復旧事業	27,500			



# 令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算



## 令和7年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和7年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,830,205千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 險 料		3,814,738
	1 国 民 健 康 保 險 料	3,814,738
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,345
	1 手 数 料	1,345
3 県 支 出 金		17,101,864
	1 県 補 助 金	17,101,864
4 財 産 収 入		3,471
	1 財 産 運 用 収 入	3,471
5 繰 入 金		2,845,790
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,695,790
	2 基 金 繰 入 金	150,000
6 諸 収 入		33,756
	1 延 滞 金 ・ 加 算 金 及 び 過 料	391
	2 雑 入	33,365
7 繰 越 金		29,241
	1 繰 越 金	29,241
歳 入	合 計	23,830,205

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		753,862
	1 総 務 管 理 費	753,862
2 保 険 給 付 費		16,815,871
	1 保 険 給 付 費	16,815,871
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		5,963,839
	1 医 療 給 付 費 分	4,262,124
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,268,491
	3 介 護 納 付 金 分	433,224
4 保 健 事 業 費		246,337
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	162,412
	2 保 健 事 業 費	83,925
5 基 金 積 立 金		3,471
	1 基 金 積 立 金	3,471
6 公 債 費		1,000
	1 公 債 費	1,000
7 諸 支 出 金		35,825
	1 諸 支 出 金	35,825
8 予 備 費		10,000

款	項	金 額
	1 予 備 費	10,000
歲 出	合 計	23,830,205



## 第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
封入封緘業務委託事業	令和8年度及び令和9年度	17,116
簡易申告書等作成事業	令和8年度及び令和9年度	20,718



# 令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計予算



## 令和7年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和7年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ216,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		141
	1 諸収入	141
2 県支出金		10,000
	1 県補助金	10,000
3 繰入金		117,213
	1 一般会計繰入金	117,213
4 市債		88,700
	1 市債	88,700
歳入	合 計	216,054

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事 業 費		215,745
	1 事 業 費	181,024
	2 公 債 費	34,721
2 諸 支 出 金		9
	1 諸 支 出 金	9
3 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出 合 計		216,054

## 第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
と畜場整備事業	88,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から据置期間を含め、令和38年度以内に元利均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、銀行その他については融資条件があるときはこれによることができる。  市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。



令和7年度徳島市奨学事業特別会計予算



## 令和7年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和7年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,177千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 収 入		9,409
	1 奨 学 事 業 収 入	9,409
2 繰 越 金		9,768
	1 繰 越 金	9,768
歳 入 合 計		19,177

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 奨 学 事 業 費		10,323
	1 貸 付 事 業 費	10,323
2 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
3 諸 支 出 金		8,853
	1 繰 出 金	8,853
歳 出 合 計		19,177



# 令和7年度徳島市土地取得事業特別会計予算





## 令和7年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和7年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ454,780千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業収入		441,307
	1 貸付金元利収入	441,307
2 諸収入		13,473
	1 諸収入	13,473
歳 入	合 計	454,780

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 事業費		441,307
	1 貸付金	439,987
	2 公債費	1,320
2 諸支出金		13,473
	1 諸支出金	13,473
歳 出 合 計		454,780



# 令和7年度徳島市介護保険事業特別会計予算



## 令和7年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和7年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,850,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		5,351,826
	1 介護保険料	5,351,826
2 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
3 国庫支出金		6,672,433
	1 国庫負担金	4,813,196
	2 国庫補助金	1,859,237
4 支払基金交付金		7,242,253
	1 支払基金交付金	7,242,253
5 県支出金		3,810,011
	1 県負担金	3,669,819
	2 県補助金	140,192
6 財産収入		7,949
	1 財産運用収入	7,949
7 繰入金		4,766,091
	1 一般会計繰入金	4,513,967
	2 基金繰入金	252,124



款	項	金額
8 諸 収 入		100
	1 延滞金・加算金及び過料	100
歳 入	合 計	27,850,763

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		736,959
	1 総 務 管 理 費	736,959
2 保 険 給 付 費		26,101,584
	1 介 護 サ ー ビ ス 費	26,101,584
3 地 域 支 援 事 業 費		981,573
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 費 支 援 総 合 事 業 費	721,854
	2 包 括 的 支 援 ・ 任 意 事 業 費	259,719
4 基 金 積 立 金		7,949
	1 基 金 積 立 金	7,949
5 公 債 費		2,000
	1 公 債 費	2,000
6 諸 支 出 金		10,698
	1 諸 支 出 金	10,698
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	27,850,763

# 令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算



## 令和7年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和7年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,727,289千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,572,080
	1 後期高齢者医療保険料	3,572,080
2 使用料及び手数料		38
	1 手 数 料	38
3 繰 入 金		1,147,719
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,147,719
4 諸 収 入		7,452
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,155
	2 雑 入	297
歳 入	合 計	4,727,289

# 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		130,212
	1 総 務 管 理 費	121,948
	2 徴 収 費	8,264
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,579,922
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,579,922
3 諸 支 出 金		7,155
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,155
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		4,727,289





# 令和7年度徳島市職員給与等支払特別会計予算



## 令和 7 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和 7 年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,361,873 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 4 日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 振替収入		17,361,873
	1 振替収入	17,361,873
歳入	合計	17,361,873

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 給 与 等 支 払 費		17,361,873
	1 給 与 等 支 払 費	17,361,873
歳 出	合 計	17,361,873



# 令和7年度徳島市中央卸売市場事業会計予算





## 令和7年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 取扱量	
ア 水産物	21,000トン
イ 青果物	65,000トン
(2) 主要な建設改良事業	
水産冷蔵庫棟冷凍機改修工事	47,223千円
発泡スチロール破碎機改修工事	15,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	
第1款 市場事業収益	613,452千円	
第1項 営業収益	455,444千円	
第2項 営業外収益	158,008千円	
	支出	
第1款 市場事業費用	620,177千円	
第1項 営業費用	606,962千円	
第2項 営業外費用	12,215千円	
第3項 予備費	1,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額78,046千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,785千円及び過年度分損益勘定留保資金71,261千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,415千円
第1項 出 資 金	3,415千円
支 出	
第1款 資本的支出	81,461千円
第1項 建設改良費	74,631千円
第2項 企業債償還金	6,830千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費116,195千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、140,652千円である。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 令和7年度徳島市商業観光施設事業会計予算



令和7年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 ロープウェイ

(1) 普通索道

ア 年間使用搬器数	61,060器
イ 年間総利用人数	177,079人
ウ 一日平均利用人数	485人
エ 主要な建設改良事業	
眉山ロープウェイLED景観整備事業	101,884千円

2 駐車場

(1) 新町地下駐車場

ア 駐車台数	133台
イ 年間駐車台数	71,540台
(ア) 普通駐車	49,640台
(イ) 全日定期駐車	6,570台
(ウ) 夜間定期駐車	4,745台
(エ) 昼間定期駐車	10,585台
ウ 一日平均駐車台数	196台
(ア) 普通駐車	136台
(イ) 全日定期駐車	18台

(ウ) 夜間定期駐車	13台
(エ) 昼間定期駐車	29台
(2) 紺屋町地下駐車場	
ア 駐車台数	287台
イ 年間駐車台数	97,455台
(ア) 普通駐車	53,655台
(イ) 全日定期駐車	19,345台
(ウ) 夜間定期駐車	3,285台
(エ) 昼間定期駐車	21,170台
ウ 一日平均駐車台数	267台
(ア) 普通駐車	147台
(イ) 全日定期駐車	53台
(ウ) 夜間定期駐車	9台
(エ) 昼間定期駐車	58台
(3) 徳島駅前西地下駐車場	
ア 駐車台数	154台
イ 年間駐車台数	236,359台
(ア) 普通駐車	227,234台
(イ) 泊 駐 車	7,300台
(ウ) 夜間定期駐車	1,825台
ウ 一日平均駐車台数	648台
(ア) 普通駐車	623台
(イ) 泊 駐 車	20台
(ウ) 夜間定期駐車	5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 商業観光施設事業収益 155,760千円

第1項	索道営業収益	25,726千円
第2項	駐車場営業収益	111,685千円
第3項	営業外収益	18,349千円
	支	
第1款	商業観光施設事業費用	237,455千円
第1項	索道営業費用	89,794千円
第2項	駐車場営業費用	141,101千円
第3項	営業外費用	5,560千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款	資本的収入	101,884千円
第1項	他会計補助金	101,884千円
	支	出
第1款	資本的支出	101,884千円
第1項	建設改良費	101,884千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 眉山ロープウェイLED景観整備のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、101,884千円である。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良





令和7年度徳島市水道事業会計予算



## 令和7年度徳島市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	130,886戸
(2) 年間総配水量	29,329,000m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	80,353m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
原水及び浄水施設事業	1,529,938千円
配水施設事業	1,855,762千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 水道事業収益		5,158,738千円
第1項 営業収益		4,571,670千円
第2項 営業外収益		582,655千円
第3項 特別利益		4,413千円
支 出		
第1款 水道事業費用		5,340,987千円
第1項 営業費用		4,899,488千円
第2項 営業外費用		426,331千円
第3項 特別損失		5,168千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,057,965千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,441千円、過年度分損益勘定留保資金46,998千円、当年度分損益勘定留保資金1,447,688千円及び減債積立金443,838千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	2,669,554千円
第1項	企業債	1,647,400千円
第2項	工事負担金	111,903千円
第3項	加入金	142,956千円
第4項	負担金	22,451千円
第5項	県補助金	170,790千円
第6項	他会計補助金	19,283千円
第7項	固定資産売却代金	8,571千円
第8項	他会計出資金	546,200千円
		支 出
第1款	資本的支出	4,727,519千円
第1項	建設改良費	3,546,397千円
第2項	企業債償還金	1,175,802千円
第3項	県補助金返還金	5,320千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等徴収業務	令和8年度から令和10年度まで	22,042千円
第十浄水場運転管理業務	令和8年度及び令和9年度	2,933千円
水道料金等窓口収納業務	令和8年度から令和10年度まで	30,112千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水施設改良事業	965,200千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。 財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
配水管整備事業	682,200千円		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,178,071千円
- (2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、34,518千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	工具器具及び備品	図面管理システム	一 式

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良

# 令和7年度徳島市公共下水道事業会計予算





令和7年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	47,977戸
(2) 年間総処理水量	25,324,425 <sup>m</sup>
(3) 一日平均処理水量	69,382 <sup>m</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備事業	2,598,886千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款	下水道事業	収益	5,089,155千円
第1項	営業	収益	3,489,656千円
第2項	営業外	収益	1,599,399千円
第3項	特別	利益	100千円
	支	出	
第1款	下水道事業	費用	4,992,324千円
第1項	営業	費用	4,606,176千円
第2項	営業外	費用	375,148千円
第3項	特別	損失	1,000千円
第4項	予備	費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,124,682千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額175,733千円、過年度分損益勘定留保資金635,362千円及び当年度分損益勘定留保資金313,587千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資 本 的 収 入	3,679,603千円
第1項	企 業 債	2,804,900千円
第2項	負 担 金	44,964千円
第3項	補 助 金	488,487千円
第4項	他 会 計 出 資 金	341,252千円
		支 出
第1款	資 本 的 支 出	4,804,285千円
第1項	建 設 改 良 費	2,604,233千円
第2項	企 業 債 償 還 金	2,200,052千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北部浄化センター運転管理業務	令和7年度から令和9年度まで	252,978千円
中央浄化センター耐水化対策事業	令和7年度及び令和8年度	98,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道建設事業	2,804,900千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め40年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
			ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営 業 費 用
- (2) 営 業 外 費 用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 職員給与費770,129千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、437,844千円である。

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良



# 令和7年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算



## 令和7年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数	4,745両(一日平均13両)
(2) 年間運転キロメートル数	415,918キロメートル
(3) 年間総輸送人員	1,092,401人
(4) 一日平均輸送人員	2,993人
(5) 主要な建設改良事業	
市バスキャッシュレス推進事業	75,903千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	旅客自動車運送事業収益	475,768千円
第1項	営業収益	232,060千円
第2項	営業外収益	243,708千円
支		出
第1款	旅客自動車運送事業費用	531,946千円
第1項	営業費用	516,677千円
第2項	営業外費用	14,269千円
第3項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額82,319千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,181千円及び過年度分損益勘定留保資金75,138千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資 本 的 収 入	190千円
第1項	補 助 金	190千円
支 出		
第1款	資 本 的 支 出	82,509千円
第1項	建 設 改 良 費	78,983千円
第2項	企 業 債 償 還 金	3,526千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	職 員 給 与 費	394,263千円
(2)	交 際 費	300千円

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、226,509千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	
1	取 得 す る 資 産	工具器具及び備品	I C カードシステム機器	一 式

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良



令和7年度徳島市市民病院事業会計予算



## 令和7年度徳島市市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	307床
(2) 年間患者数	
ア 入院患者数	95,265人
イ 外来患者数	105,754人
(3) 一日平均患者数	
ア 入院患者数	261人
イ 外来患者数	437人
(4) 主要な建設改良事業	
医療機械器具購入	1,580,000千円
医療施設整備	536,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	12,082,936千円
第1項	医療収益	10,659,578千円
第2項	医療外収益	1,418,358千円
第3項	特別利益	5,000千円

支 出		
第1款	病院事業費用	12,319,187千円
第1項	医療費用	11,950,144千円
第2項	医療外費用	339,043千円
第3項	特別損失	25,000千円
第4項	予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額438,878千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,185千円及び過年度分損益勘定留保資金432,693千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	2,778,956千円
第1項	企業債	2,116,000千円
第2項	負担金	662,956千円

支 出		
第1款	資本的支出	3,217,834千円
第1項	建設改良費	2,118,670千円
第2項	企業債償還金	1,099,164千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機械器具等整備事業	1,580,000千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内	据置を含め30年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。
医療施設整備事業	536,000千円		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 6,009,764千円 |
| (2) 交 際 費     | 300千円       |

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、344,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,656,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取 得 す る 資 産	医療機械器具備品	医療情報システム	一 式

令和7年3月4日提出

徳島市長 遠藤彰良





